重　要

事務連絡

令和2年4月17日

（訪問系）市内介護サービス事業所　各位

小山市　地域包括ケア推進課

社会福祉施設等（居宅を訪問して行うサービス）における

感染防止に向けた対応について

日頃より、当市の介護保険事業にご理解・ご協力をいただき、お礼申し上げます。

政府は４月１６日に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡の７都府県を対象に発令した新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の地域に４０道府県を追加し、全都道府県を対象地域に拡大しました。

これにより、各都道府県知事は住民に対し生活の維持に必要な場合を除いて外出の自粛をはじめ、感染防止に必要な協力を要請できるようになりました。（期間：５月６日まで）

栃木県におきましては、感染者の増加を受け、新型コロナウイルス感染症に係る相談体制の強化を図るため「栃木県新型コロナウイルスコールセンター」が設置されたところであり、

また、小山市におきましても「全国民一丸となっての取組みが、いまや不可欠」との考えから、市民の皆様のご理解とご協力を呼びかけております。（別添）

各事業所の管理者様におかれましては、個々のサービスの必要性を再度検討するなど感染防止のための取り組みを引き続き徹底していただくとともに、感染が確認された場合においては、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

担当：地域包括ケア推進課　高齢支援係

TEL：０２８５－２２－９５４１

FAX：０２８５－２２－９５４３

訪問系サービス事業所向け

**新型コロナウイルス感染防止に向けた対応について**

(Ｒ２年４月１７日)

小山市　地域包括ケア推進課

〇新型コロナウイルス感染が疑われる利用者または職員が発生した場合は、直接医療機関に出向かず、**「栃木県新型コロナウイルスコールセンター」０５７０－０５２－０９２（24時間、土日・祝日を含む）**にご連絡をいただくとともに、小山市地域包括ケア推進課（平日8:30～17:15⇒0285-22－9541、夜間・休日⇒0285-23-1111）にご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染が疑われる方

・風邪の症状や37.5度以上の発熱が４日以上（高齢者・基礎疾患のある方は２日程度）続いている

・せき、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、味覚嗅覚障害等がある

〇県南健康福祉センター、栃木県高齢対策課、小山市地域包括ケア推進課等から状況確認・情報共有等のために、連絡をさせていただくことになりますので、ご協力をお願いいたします。

〇厚労省において、留意点を整理したものが「介護保険最新情報No.808」のとおり発出されております。再度周知のため、抜粋して送付いたします。

※小山市ホームページにも掲載しております。

〇栃木県新型コロナウイルスコールセンター

１）コールセンターの概要

・電話番号　０５７０－０５２－０９２

・対応時間　２４時間（土日、祝日を含む）

・開設期間　４月１６日（木）９時から６月３０日（火）まで

２）業務内容

・新型コロナウイルス感染症に関する一般相談、発熱などの症状がある時の対応相談等への対応

・感染が疑われる者等の各保健所への引き継ぎ

　　・電話相談業務実施状況（件数、応答率、相談内容分類等）の報告

〇感染が疑われる場合、最初に相談する連絡先については「栃木県新型コロナウイルスコールセンター」になります。

・別添（4月7日付け厚労省事務連絡）の文中に「帰国者・接触者相談センター」とありますが、最初に相談する連絡先は「栃木県新型コロナウイルスコールセンター」になります。